

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 宮城県亘理町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.4%
全職員	86.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	94.3%
本庁課長補佐相当職	102.1%
本庁係長相当職	99.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.4%
31～35年	87.9%
26～30年	93.4%
21～25年	96.5%
16～20年	94.4%
11～15年	95.3%
6～10年	95.8%
1～5年	89.3%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、再任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員が含まれているが、その中で給与水準が低い会計年度任用職員の大半が女性で占めているため、女性の給与の割合が81.4%と低い割合となっている。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性職員に支給している場合が多いため、全体的に男性に比べて女性の給与割合が低い割合となっている。
- ・勤続年数1～5年の職員については県からの男性の派遣職員（管理職を含む）が含まれているため、女性の給与の割合が低くなっているが、その派遣職員を除くと、女性の給与の割合は100.9%となる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。